
リユース促進に関する これまでの環境省の取組

2024年11月19日

リユース促進に関するこれまでの環境省の取組（概要）

- リユースとは、一般的に、一度利用した製品をそのままの形体で、または製品の部品をそのまま再使用すること。3Rの中でも、発生抑制（リデュース）に次ぐ、優先順位の高い取組。
- リユースの促進は、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにもつながるもの。環境省においては、リユース促進に向けてこれまでも様々な取組を実施。

使用済製品リユースに関する実態調査

- 使用済製品等のリユース促進事業研究会を、平成22年～平成28年度までの期間、20回開催。
- リユース市場規模調査（一般消費者の最終需要ベース）の推計（3年ごと、2012年、2015年、2018年、2021年に実施）
- 消費者のリユースに関する意識調査（3年ごと）
- リユースによる環境負荷低減効果の算定（2010年度）
- リユースによって生じる経済へのインパクト分析（2010年度）

コンプライアンスの向上

- リユース業界の法令順守のため、事業者向け、消費者向けのパンフレットを作成（2013年度）
- リユース業に関係する法令についての取りまとめ報告書の作成（2014年度）



先進的な取組の応援（モデル事業）

- 市町村及び、その他NPO法人等を対象としたリユースのモデル事業を実施（2011～2015年度）
- 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業の実施・支援（2022～2024年度）

広報資料、手引き等の作成

- 消費者向けホームページ・パンフレットの作成（2022、2023年度）
「意外と知らない「リユース」の世界 自分・社会・地球にやさしい消費行動」
- 市町村向けリユース手引き策定（2014年度）
：市町村で取組が進むよう、市町村のリユース取組を類型化し手順を紹介
- リユース読本（2015年度）
：リユースの認知度向上に向けて、メリットや方法、関連データを紹介
- オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き（2015年度）
：リユース品として排出するときやリユース品を活用するときのコツを紹介



1．使用済製品等のリユース促進事業研究会

- ・使用済製品等のリユース促進事業研究会の概要
- ・リユース市場規模（一般消費者の最終需要ベース）の推計
- ・不用となった製品の排出・流通実態の整理
- ・消費者、事業者、行政の方向けの啓発冊子「リユース読本」

2．リユース業界の実態調査、コンプライアンス向上

- ・リユース業界向けの資料①「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」
- ・リユース業界向けの資料②「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」
- ・リユース業界向け啓発パンフレット「リユース業に関する環境関連法パンフレット～さらなるリユースの促進のために～」

3．消費者のリユースに関する実態調査、啓発

- ・消費者のリユースに関する実態調査（インターネットモニター調査）
- ・消費者向けホームページ「意外と知らない「リユース」の世界 自分・社会・地球にやさしい消費行動」
- ・消費者向け啓発パンフレット「意外と知らない「リユース」の世界 自分・社会・地球にやさしい消費行動」
- ・消費者向け啓発パンフレット「ご家庭で使わなくなった製品はリユースショップを活用しましょう」

4．市区町村におけるリユース取組の支援・モデル事業

- ・市区町村の粗大（大型）ごみの組成調査（リユースの可能性検討）
- ・「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」
- ・使用済製品リユースモデル事業の実施・支援（平成23年度～平成27年度）
- ・使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業の実施・支援（令和4年度～6年度）

5．排出事業者でのリユース促進

- ・「オフィス等から発生する使用済製品のリユース手引き」

6．その他、関連する取組

1．使用済製品等のリユース促進事業研究会

- 使用済製品等のリユース促進事業研究会の概要
- リユース市場規模（一般消費者の最終需要ベース）の推計
- 不用となった製品の排出・流通実態の整理
- 消費者、事業者、行政の方向けの啓発冊子「リユース読本」

使用済製品等のリユース促進事業研究会の概要



- 環境保全上の効果の点からも推進することが望ましいリユースに関する様々な取組の活性化を図るため、使用済製品（家具、電気電子機器、衣類等）の流通実態を把握した上で、リユース推進による環境保全上の効果や経済への影響、市町村収集ごみからのリユースの可能性、リユース業者の環境意識向上策等の調査を通じ、今後のリユース推進に向けた課題や支援策を検討することを目的として開催。（平成22年度の設置趣旨より）
- 平成22年～平成28年度までの期間、20回の検討会を開催（研究会は公開で開催、別途設置したWGは非公開で開催）。
 - 平成21年度に研究会設置に向けた予備的な検討を実施。
- 資料・議事録は環境省ホームページで公開。
（<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/kenkyu-kai.html>）
- リユース業界のコンプライアンスの向上、先進的な取組の支援（モデル事業）、広報資料、手引き等の作成など、リユース促進に係る様々な取組を実施。

研究会委員（所属・肩書は平成28年度時点）

< 座 長 >

三橋 規宏 千葉商科大学 名誉教授

< 委 員 >

小澤 昇 一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 専務理事・事務局長

小野田弘士 早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 准教授

加藤 正 公益財団法人市川市清掃公社 前理事長

北川 達郎 ヤフー株式会社 ヤフオク！カンパニー事業推進本部 リユース推進部 部長

黒田 武志 リネットジャパングループ株式会社 代表取締役社長

佐々木五郎 公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事

佐々木 創 中央大学経済学部 准教授

杉 研也 日本リユース業協会 事務局

田崎 智宏 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 循環型社会システム研究室 室長

手塚 一郎 清和大学法学部 准教授

長沢 伸也 早稲田大学大学院経営管理研究科 教授

波多部 彰 一般社団法人日本リユース機構 代表理事

服部美佐子 NPO 法人持続社会を実現する市民プロジェクト 代表理事

藤田 惇 一般社団法人ジャパンリサイクルアソシエーション 代表理事

和田 由貴 3R 推進マイスター、節約アドバイザー

リユース市場規模（一般消費者の最終需要ベース）の推計概要



- インターネットモニターアンケート調査を実施し、リユース品の購入・販売経験の有無、購入意向、品目別の購入数量・購入方法・金額などを把握。
- リユース市場規模を「国内における一般消費者がリユース品を購入した総額（過去１年間）」と定義し、品目別に「全国における品目別の中古品・リユース品の購入者数（人）」「品目別の購入先の利用割合（％）」「品目別の購入先における購入単価（円／人）」を把握し、それぞれを乗じることで、一般消費者の最終需要ベースのリユース市場規模を推計。
- 2012年（平成24年）、2015年（平成27年）、2018年（平成30年）、2021年（令和3年）に調査を実施。

消費者アンケートでのリユース品の流通経路、品目の分類

【中古品・リユース品の購入先（６分類）】

リユースショップ・中古品販売店の店頭で購入
インターネットオークションで中古品を購入
フリーマーケット、バザー等で中古品を購入

インターネットショッピングサイトにて購入
フリマアプリで中古品を購入
その他（家族・知人、市町村等の運営するリユースショップ等）

【調査対象とした品目（２２分類）】

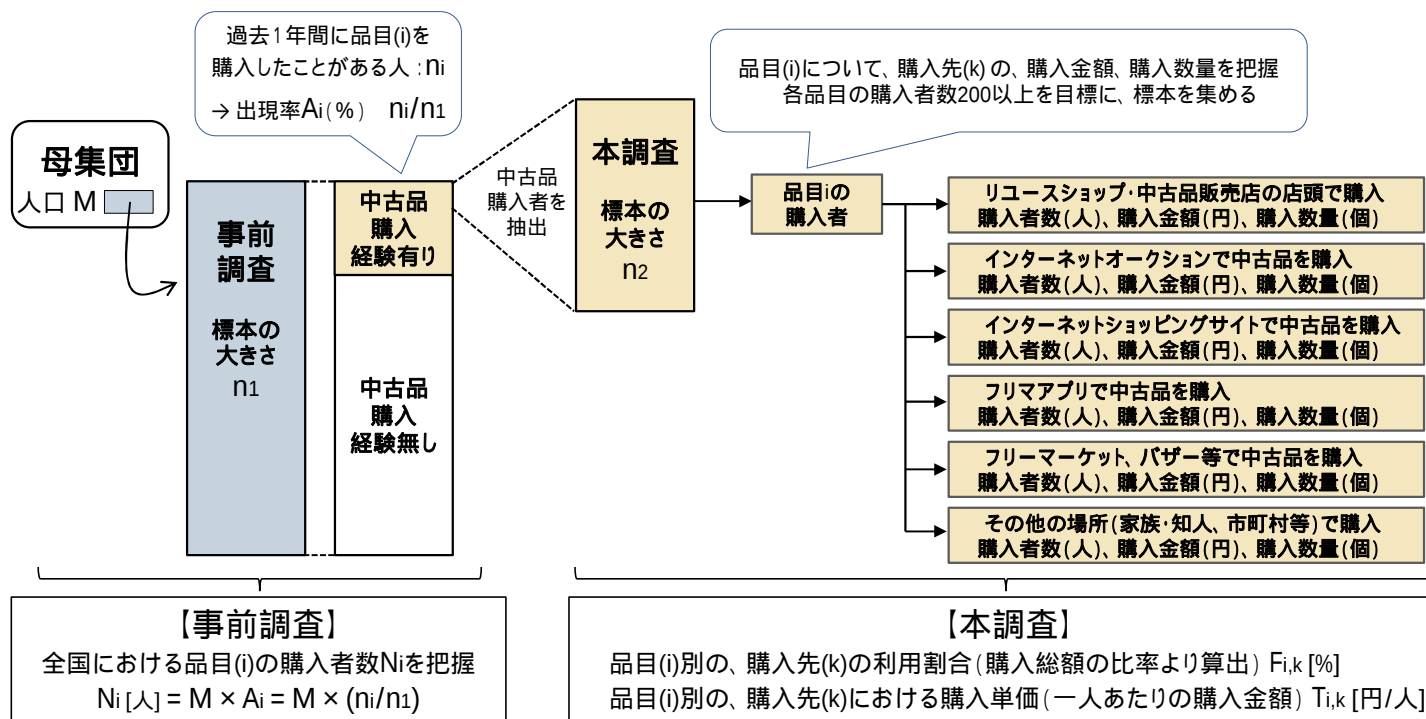
- １．家具類（机、椅子、ベッド、テーブル、棚など）
- ３．ブランド品を除く衣類・服飾品
- ５．日用品・生活雑貨（食器類、キッチン用品など）
- ７．書籍
- ９．ゲーム機器（ハードウェア、ポータブル機器）
- １１．カメラ・周辺機器（デジタルカメラも含む）
- １３．パソコン・周辺機器（タブレットを含む）
- １５．テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫
- １７．自転車、自転車部品・パーツ
- １９．自動車
- ２１．楽器類（ギター、ピアノなど）

- ２．ブランド品（服、時計、バッグ類、服飾品、靴など）
- ４．ベビー・子供用品（ベビーカー、ベッド、ベビー服など）
- ６．スポーツ・レジャー用品（ゴルフ、スキー、釣り具など）
- ８．ソフト・メディア類（DVD、ブルーレイ、ゲームソフトなど）
- １０．玩具・模型（幼児用を除く）
- １２．携帯電話・スマートフォン
- １４．エアコン
- １６．その他の家電製品（上記以外の家電製品など）
- １８．カー用品（カーオーディオ、カーナビ、タイヤなど）
- ２０．バイク、原付バイク
- ２２．その他

リユース市場規模（一般消費者の最終需要ベース）の推計方法

- 2021年（令和3年）調査では、事前調査（ $n_1=55,261$ ）、本調査（ $n_2=3,388$ ）。事前調査より過去1年間を対象に、品目別の中古品購入経験の有無を把握、事前調査を踏まえて品目別に、購入先別の購入者数、購入金額、購入数量を把握し、リユース市場規模を推計。

消費者アンケートを踏まえた市場規模推計（最終需要ベース）の概念図



品目iの市場規模 $P_i = \sum_k (N_i[\text{人}] \times F_{i,k}[\%] \times T_{i,k}[\text{円/人}])$

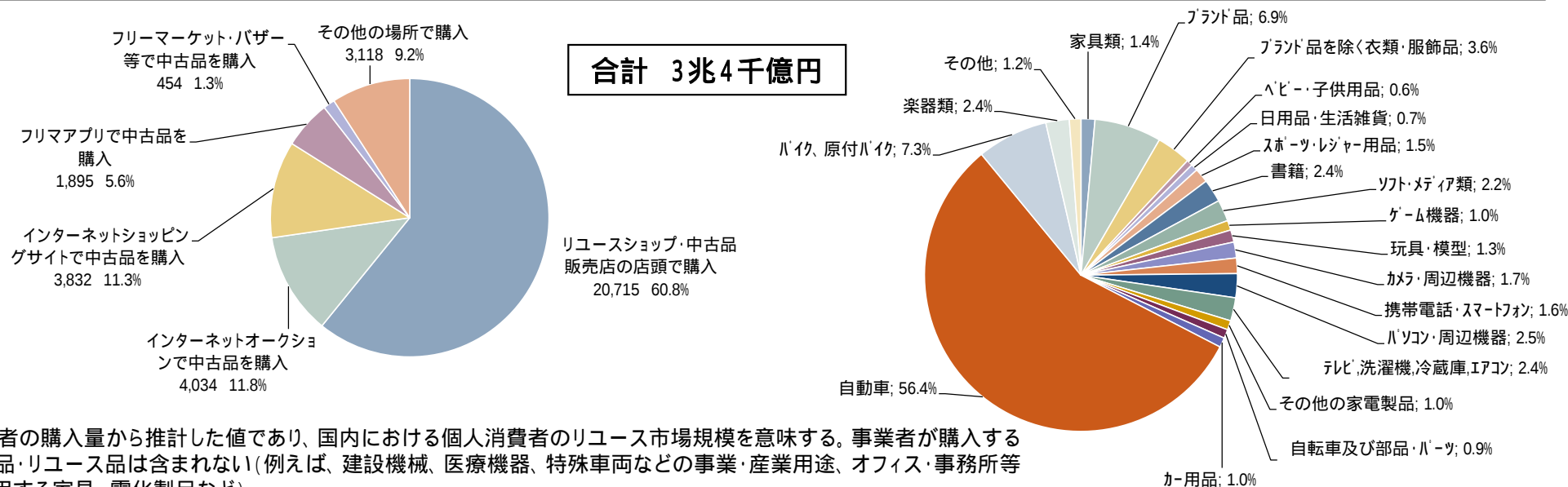
注)「リユースショップ・中古品販売店の店頭で購入」の内数として、「小売店・家電量販店の中古品販売コーナーでの中古品の購入」についても把握。以降の集計に際しては合算して報告。
注)「インターネットオークションで中古品を購入」「インターネットショッピングサイトで中古品を購入」「フリマアプリで中古品を購入」については、インターネット利用者割合を別途考慮する

出所) 環境省「令和3年リユース市場規模調査報告書」(<https://www.env.go.jp/content/000064651.pdf>)

リユース市場規模（一般消費者の最終需要ベース）の推計結果（2021年）

- 2021年（1～12月）の消費者の購入状況から見たリユース市場の推計結果。「自動車」「バイク、原付バイク」を含むリユース市場（一般消費者の最終需要ベース）は約3兆4千億円（34,048億円）と推計され、購入先別に見ると「①リユースショップ・中古品販売店の店頭で購入」が2兆715億円（60.8%）と最も多く、次いで「②インターネットオークションで中古品を購入」が4,034億円（11.8%）、「インターネットショッピングサイトで中古品を購入」が3,832億円（11.3%）、「フリマアプリで中古品を購入」は1,895億円（5.6%）となり、この4つの購入先で全体の約9割を占める。
- 品目別に見ると、「自動車」が最も多く全体の56.4%（19,219億円）、次いで「バイク、原付バイク」（7.3%、2,501億円）、「ブランド品」（6.9%、2,357億円）、「ブランド品を除く衣類・服飾品」（3.6%、1,212億円）、「パソコン・周辺機器」（2.5%、843億円）、「楽器類」（2.4%、821億円）、「テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン」（2.4%、813億円）、「書籍」（2.4%、807億円）、「ソフト・メディア類」（2.2%、755億円）と続く。

2021年におけるリユース市場規模（一般消費者の最終需要ベース）の推計（左図：購入経路別、右図：品目別）



消費者の購入量から推計した値であり、国内における個人消費者のリユース市場規模を意味する。事業者が購入する中古品・リユース品は含まれない（例えば、建設機械、医療機器、特殊車両などの事業・産業用途、オフィス・事務所等で利用する家具、電化製品など）。

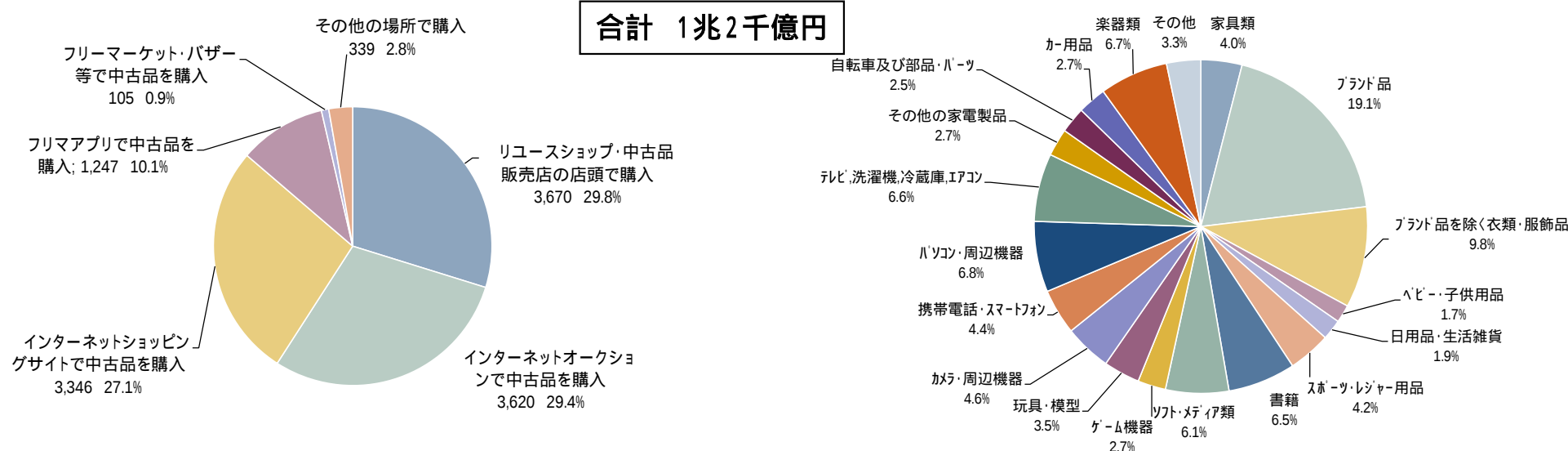
国内の消費者での中古品・リユース品の購入状況であり、海外でのリユースは含まれていない。

上記推計には、未使用品・新古品を含む。骨とう品、チケット等は含まれていない。

リユース市場規模（一般消費者の最終需要ベース）の推計結果（2021年）（自動車・バイク除く）

- 2021年（1～12月）の消費者の購入状況から見たリユース市場の推計結果。「自動車」「バイク、原付バイク」を除く、購入先別、品目別のリユース市場規模を整理。
- リユース市場規模（最終需要ベース）は約1兆2千億円（12,328億円）と推計され、購入先別に見ると「①リユースショップ・中古品販売店の店頭で購入」が最も多く3,670億円（29.8%）、次いで「インターネットオークションで中古品を購入」が3,620億円（29.4%）、「インターネットショッピングサイトで中古品を購入」が3,346億円（27.1%）、「フリマアプリで中古品を購入」は1,247億円（10.1%）となり、この4つの購入先で全体のほぼ全てを占める。
- 品目別に見ると、「ブランド品」（19.1%、2,357億円）、「ブランド品を除く衣類・服飾品」（9.8%、1,212億円）、「パソコン・周辺機器」（6.8%、843億円）、「楽器類」（6.7%、821億円）、「テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン」（6.6%、813億円）、「書籍」（6.5%、807億円）、「ソフト・メディア類」（6.1%、755億円）と続く。

2021年におけるリユース市場規模（一般消費者の最終需要ベース）の推計（自動車、バイク除く）（左図：購入経路別、右図：品目別）



消費者の購入量から推計した値であり、国内における個人消費者のリユース市場規模を意味する。事業者が購入する中古品・リユース品は含まれない（例えば、建設機械、医療機器、特殊車両などの事業・産業用途、オフィス・事務所等で利用する家具、電化製品など）。

国内の消費者での中古品・リユース品の購入状況であり、海外でのリユースは含まれていない。

上記推計には、未使用品・新古品を含む。骨とう品、チケット等は含まれていない。

一般消費者の最終需要ベースのリユース市場の推移

- 2021年の調査結果を、2012年、2015年、2018年の各調査結果と比較する。
- 2021年のリユース市場規模（一般消費者の最終需要ベース）は、2018年に比べて約4.8%（約1,556億円）増加している。また、「自動車」「バイク・原付バイク」を除くと3.5%（約422億円）の増加と推測された。
- 品目別にみると、増加している品目、減少している品目それぞれあり、10%以上増加と推計された品目としては「携帯電話・スマートフォン」「ブランド品を除く衣類・服飾品」「書籍」「バイク、原付バイク」が挙げられる。一方、10%以上減少と推計された品目としては「ゲーム機器」「スポーツ・レジャー用品」「日用品・生活雑貨」「カメラ・周辺機器」「ベビー・子供用品」「その他の家電製品」が挙げられる。

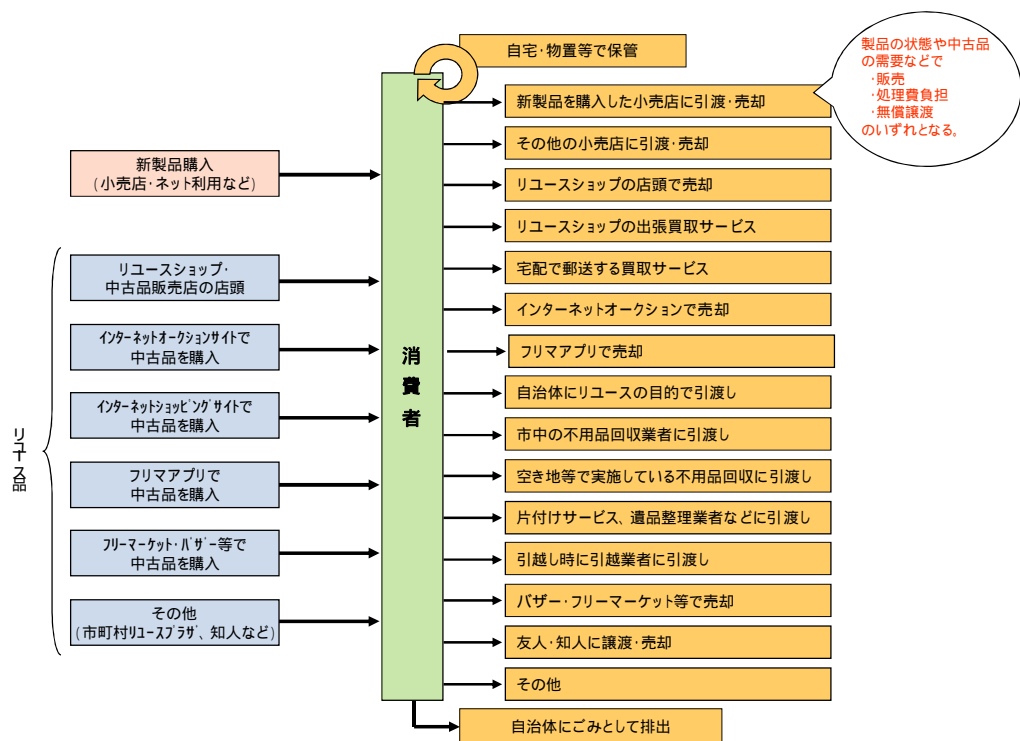
品目分類	市場規模（億円）				増減額（億円）			増減率			増減傾向		
	2012年推計	2015年推計	2018年推計	2021年推計	2015 - 12増減額	2018 - 15増減額	2021 - 18増減額	2015 / 12増減率	2018 / 15増減率	2021 / 18増減率	2015 / 12増減	2018 / 15増減	2021 / 18増減
携帯電話・スマートフォン	201	428	352	544	227	▲ 77	193	113.2%	▲ 17.9%	54.9%	▲	▲	▲
ブランド品を除く衣類・服飾品	983	866	1,002	1,212	▲ 117	136	210	▲ 11.9%	15.7%	20.9%	▲	▲	▲
書籍	994	787	696	807	▲ 207	▲ 90	110	▲ 20.9%	▲ 11.5%	15.8%	▲	▲	▲
バイク、原付バイク	1,706	2,076	2,168	2,501	371	92	332	21.7%	4.4%	15.3%	▲	▲	▲
テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン	408	552	756	813	144	204	57	35.4%	36.9%	7.5%	▲	▲	▲
自動車	17,454	18,112	18,417	19,219	658	305	802	3.8%	1.7%	4.4%	▲	▲	▲
ブランド品	1,774	1,887	2,301	2,357	114	414	56	6.4%	21.9%	2.4%	▲	▲	▲
自転車、自転車部品・パーツ	483	475	306	311	▲ 9	▲ 169	5	▲ 1.8%	▲ 35.5%	1.6%	▲	▲	▲
カー用品	538	595	337	339	57	▲ 258	2	10.7%	▲ 43.3%	0.5%	▲	▲	▲
パソコン・周辺機器	983	844	850	843	▲ 139	6	▲ 7	▲ 14.2%	0.7%	▲ 0.8%	▲	▲	▲
家具類	515	617	495	490	102	▲ 122	▲ 5	19.8%	▲ 19.8%	▲ 1.0%	▲	▲	▲
ソフト・メディア類	897	734	771	755	▲ 163	37	▲ 16	▲ 18.2%	5.1%	▲ 2.0%	▲	▲	▲
玩具・模型	342	386	445	435	43	59	▲ 10	12.6%	15.4%	▲ 2.2%	▲	▲	▲
ゲーム機器	289	303	374	337	14	71	▲ 38	5.0%	23.4%	▲ 10.0%	▲	▲	▲
スポーツ・レジャー用品	558	547	608	512	▲ 11	61	▲ 96	▲ 2.0%	11.1%	▲ 15.7%	▲	▲	▲
日用品・生活雑貨	354	325	285	240	▲ 29	▲ 40	▲ 45	▲ 8.1%	▲ 12.4%	▲ 15.7%	▲	▲	▲
カメラ・周辺機器	466	714	684	562	248	▲ 30	▲ 122	53.1%	▲ 4.2%	▲ 17.8%	▲	▲	▲
ベビー・子供用品	191	181	269	212	▲ 9	88	▲ 57	▲ 4.9%	48.4%	▲ 21.0%	▲	▲	▲
その他の家電製品	291	334	430	328	42	97	▲ 102	14.5%	29.0%	▲ 23.8%	▲	▲	▲
楽器類	—	—	—	821	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1,621	662	946	410	▲ 959	284	▲ 536	▲ 59.2%	42.9%	—	—	—	—
合計	31,047	31,424	32,492	34,048	377	1,067	1,556	1.2%	3.4%	4.8%	▲	▲	▲
(上記うち、自動車、バイク、原付バイク除く)	11,887	11,235	11,906	12,328	▲ 652	671	422	▲ 5.5%	6.0%	3.5%	▲	▲	▲

増減3%未満を横ばいとし黄色矢印、3%以上増加を青色矢印、3%以上減少を赤色矢印で表記

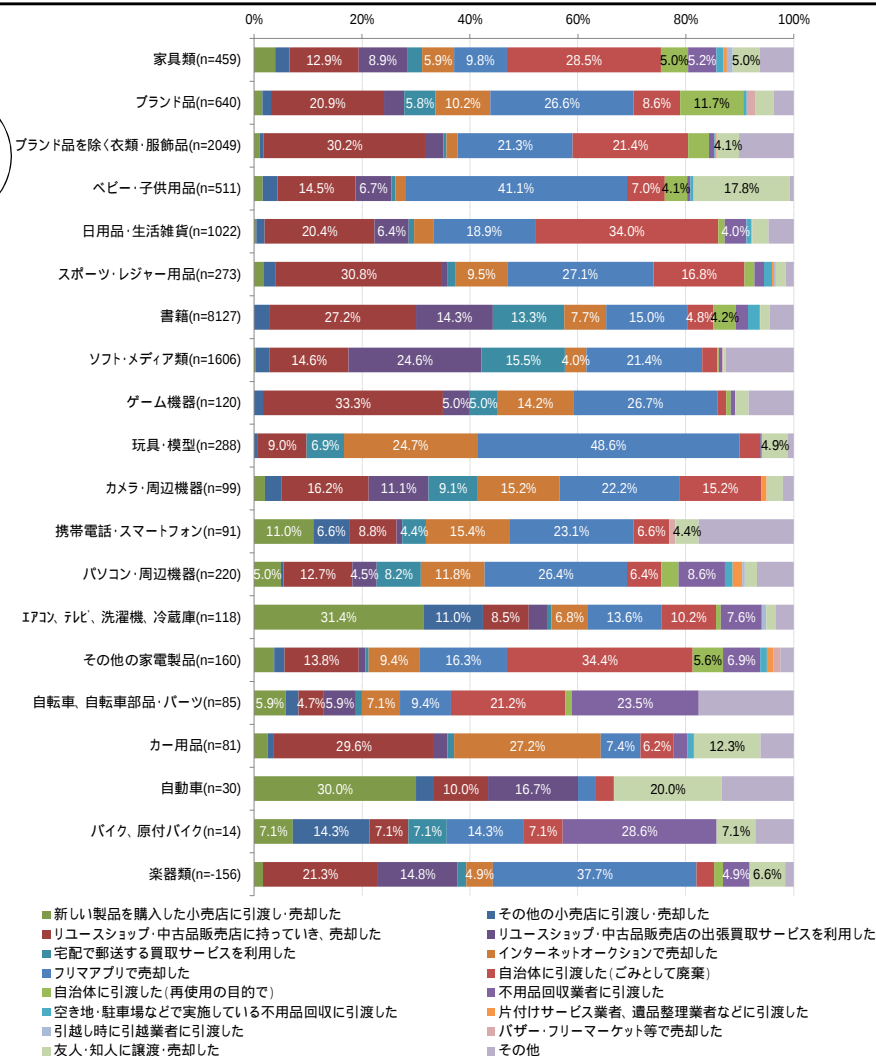
不用となった製品の排出・流通実態の整理

- 消費者アンケート調査をもとに、リユース品・中古品の購入経路、不要品の排出・引渡先の割合、及びその際の費用について、品目別に整理。

リユース品の購入と不要になった製品の排出・引渡し先（全体像）



不要になった製品の排出・引渡し先（個数割合、自宅・物置等で保管を除く割合）



消費者、事業者、行政の方向けの啓発冊子「リユース読本」



- 平成28年5月に「リユース読本」を発出、環境省ホームページで公開。
- 「使用済製品等のリユース促進事業」で実施したモデル事業や調査の結果及び同事業研究会等の議論を基に作成しており、“市民、事業者、行政の方に読んでいただくことで、リユースの認知度向上を図り、新たなリユースの取組や事業をはじめめる参考”としていただくことを想定。

< 表紙 >



< 目次 >

リユースを始めた・広げたいあなたのための リユース読本 <目次>	
1. リユースとは	2
リユースの意味	3
リユースの方法	4
リユースのメリット（環境負荷低減効果）	5
リユースのメリット（経済・地域活性化効果）	7
リユースを日本の文化に	8
2. リユースの方法を詳しく知る	9
コミュニティでリユース	10
リユースショップでリユース	11
インターネットでリユース	12
チャリティでリユース	13
リユース上手の4つのコツ	14
企業・自治体もできるリユース	15
3. データで見る消費者とリユース	16
不用品の発生状況	17
自宅での蓄蔵の状況	18
不用品の引き渡し先の状況	19
リユースの市場規模	20
リユースの経験	21
品目別に見るリユース	22
参考情報・資料	29

本書は、環境省「使用済製品等のリユース促進事業」で実施したモデル事業や調査の結果及び同事業研究会等の議論を基に作成されています。環境に関心のある市民、事業者、行政の方に読んでいただくことで、リユースの認知度向上を図り、新たなリユースの取組や事業をはじめめる参考としていただければ幸いです。

2 . リユース業界の実態調査、コンプライアンス向上

- リユース業界向けの資料①「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」
- リユース業界向けの資料②「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」
- リユース業界向け啓発パンフレット
「リユース業に関する環境関連法パンフレット～さらなるリユースの促進のために～」

「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」

- 平成25年度にリユース業界向けの資料として「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」を作成。リユース業における法令遵守を徹底し、不適切な事業者との差異化を明確にするために、廃棄物処理法、個別リサイクル法（家電リサイクル法等）を中心に、リユース業界が知っておくべき環境関連法令について説明。環境省ホームページで公開。

< 目次 >

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理	
< 目 次 >	
はじめに.....	2
0. リユース業全般に係る事項.....	5
1. 買取時に遵守すべき事項.....	7
(1) 一般廃棄物の収集運搬について.....	7
(2) 下取りの取り扱いについて.....	11
(3) 引越業も営む場合の特例（転居廃棄物）.....	12
(4) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務（過去に自ら小売販売したもの）.....	15
(5) 家電リサイクル法対象品目のリユース・リサイクル仕分けガイドライン.....	15
(6) 家電リサイクル法対象品目のフロン類の漏洩防止.....	17
2. 販売・保管時に遵守すべき事項.....	18
(1) リユース品の適正な輸出.....	18
(2) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務（小売販売との引替えの引取り）.....	20
(3) 家電リサイクル法対象品目の保管について.....	21
3. 廃棄時に遵守すべき事項.....	23
(1) 売れ残り等の廃棄時について（当該製品が産業廃棄物に該当する場合）.....	23
(2) 専ら物の取扱いについて.....	25
(3) 家電リサイクル法対象品目の引渡義務について.....	27
(4) 小型家電リサイクル法対象品目の認定事業者等への引渡について.....	28
4. 消費者の責務.....	29
(1) 循環型社会形成推進基本法における国民の責務.....	29
(2) 廃棄物処理法における国民の責務.....	29
(3) 家電リサイクル法における消費者の責務.....	30
(4) 小型家電リサイクル法における消費者の責務.....	30
（参考1）「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」.....	31
（参考2）「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」.....	39
（参考3）「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」.....	42
（参考4）廃棄物処理法、家電リサイクル法における罰則.....	47

「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」

- 平成26年度にリユース業界向けの資料として「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」を作成。リユース業における法令遵守を徹底し、不適切な事業者との差異化を明確にするために、「古物営業法」、「特定商取引に関する法律」、「消費者契約法」などを対象にリユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき法令の整理を行った。環境省ホームページで公開。

< 目次 >

リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理	
< 目次 >	
1. 目的と概要	2
2. リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）	3
3. リユース業が遵守すべきポイント	6
3.1 犯罪の防止等に関する法令	6
(1) 「古物営業法」について	6
3.2 リユース品の買取・販売に関連する法令	13
(1) 「景品表示法」について	13
(2) 「特定商取引に関する法律」について	155
(3) 「不正競争防止法」について	188
(4) 「消費者契約法」について	2020
(5) 「個人情報の保護に関する法律」について	211
3.3 特定の製品を取り扱う際に遵守すべき法律	222
(1) 「電気用品安全法」について	222
(2) 「消費生活用製品安全法」について	244
3.4 マネー・ローンドリング対策等に関する法律	26
(1) 「犯罪収益移転防止法」について	26
4. 参考文献・資料一覧	27

啓発用パンフレット「リユース業に関する環境関連法パンフレット」

- 令和25年度にリユース業界向け啓発パンフレット「リユース業に関する環境関連法パンフレット～さらなるリユースの促進のために～」を作成。リユース業が遵守すべき環境関連法について、買取り時、販売・保管時、廃棄時の3つの段階に分けて整理。環境省ホームページで公開。

< パンフレットの内容 >

リユース業者のみならずへ

リユース業に関する環境関連法パンフレット

～さらなるリユース促進のために～

リユース業を営んでいく上で、商品等の買取り・販売・保管・廃棄の各段階において、環境関連法（資源物利用促進法、資源物利用促進法施行令、資源物利用促進法施行規則、資源物利用促進法施行令施行規則、資源物利用促進法施行令施行規則施行規則）を遵守する必要があります。

リユース業は、「循環型社会形成推進基本法」の基本原則において、リサイクルよりも上位に位置づけられている重要な取組です。法を守って、適正なリユース業を目指しましょう。

こんなとき、どうしますか？

買取り時をチェック！

販売・保管時をチェック！

廃棄時をチェック！

「廃棄物」は、法律で定められた取扱いが「リユース」品と大きく異なります。

「廃棄物」は、廃棄物処理法を定めるとする各種環境法の対象となり、法に則った取扱いを行う必要があります。

廃棄物とは、「所有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため、不潔とされたもの」といいます。これを判断する場合は、その物の性状、用途の状況、通常の取扱い等、取引価格の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされています。

廃棄物として処分されないことがあれば、営業を行う地域の市町村の廃棄物処理担当にお問い合わせください。

買取り時

リユース品全般

リユースショップは、基本的に廃棄物を引き取ることはできません。

一般家庭から一般廃棄物処理業の許可なしに、廃棄物を引き取って収集・運搬・処分することはできません。買取りできないものについては、お客様に市町村のゴミ収集に必ずよう交付してください。

お客様から「買取りできないで廃棄物処分してほしい」と依頼されたら…

引取って収集・運搬費用または処分費用を請求します。

一般廃棄物処理業の許可がないのに引き取れないことを伝え、市町村のゴミ収集に必ずよう交付してください。

※ただし、例外となる場合（下取りの廃棄物や家電4品目など）もありますので、詳しくは営業を行う地域の資源物処理担当にお問い合わせください。

家電4品目

買取り時

自らが過去に販売した家電4品目が廃棄物になった場合は引き取って家電リサイクル法に引き渡す義務があります。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル法対象4品目）については、自らが販売した製品が廃棄物になったときに引き取りを依頼された場合には、家電リサイクル法に定められた小売業者（リユースショップを含む）の義務として引き取って、家電メーカー（指定引取場所）に引き渡さなければなりません。

この場合に自ら収集・運搬を行うときは、廃棄物収集運搬業の許可は不要です。収集運搬を他者に委託する場合は、産業廃棄物収集運搬許可業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しなければなりません。

① 収集・運搬時のフロン排出防止

引き取った廃棄物を運搬する場合は、エアコン等の冷暖と使用されたフロンの排出防止に努めなければなりません。

消費者にテレビを販売したお客様から、「捨てたいので引き取ってほしい」と依頼があったら…

※ 引き取って処分する場合は、家電リサイクル法に定められた小売業者（リユースショップ）の義務として引き取って、家電メーカー（指定引取場所）に引き渡さなければなりません。

※ 料金、家電リサイクル券については、販売・保管時②を参照。

詳しい情報は家電製品回収のホームページをご覧ください。▶▶▶ 家電リサイクル

販売・保管時

リユース品全般

リユース品の輸出、輸出入業者への販売時には関係する法令を確認しましょう。

リユース品の輸出は、輸出先で確実にリユースされることを確認する必要があります。

また、自らが輸出する場合だけでなく、販売先の業者が不適正な輸出を行っていないかも確認することが推奨されます。

電気・電子機器の輸出は「使用済み電気・電子機器の輸出時に付する中古品引継書」を提出しましょう。

※ 使用済み電気・電子機器の輸出については、通関の委託がリユース目的の輸出であることを証明するための基準が示されています。

※ 中古品引継書に関する詳しい情報は、環境省資源循環政策課「使用済み電気・電子機器の輸出時に付する中古品引継書」をご覧ください。▶▶▶ 中古品引継書

家電4品目

販売・保管時

家電4品目の買取り時に使用済み品の引き取りを依頼された場合は引き取る義務があります。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル法対象4品目）は、リユース品の販売時に使用済み品の引き取りを依頼された場合には、家電リサイクル法に定められた小売業者の義務として引き取らなければなりません。「リユース品」にならないことを理由に拒否することはできません。

引き取った使用済み品は、家電リサイクル券を貼付して家電メーカー（指定引取場所）に引き渡さなければなりません。

● メーカーが指定したリサイクル料金を支払ってほしい。家電リサイクル券を貼付して、家電メーカー（指定引取場所）に引き渡してください。

● 家電リサイクル券の貼付は、1枚を消費者に引き渡し、1枚を3年間、店舗に保管しなければなりません。

● 家電リサイクル券について分からないことがあれば、「家電リサイクルセンター」にお尋ねください。

● お客様に支払ってもらう収集運搬料金は店舗に提示してください。

※ 詳しい情報は家電製品回収のホームページをご覧ください。▶▶▶ 家電リサイクル

リユース品全般

販売・保管時

商品は適切に保管しましょう。

以下のような収集・保管が行われている場合は、廃棄物として判断されることがあります。リユース品であること、商品であることが明らかであるような適切な保管を心がけてください。

- 塵埃付着、乱雑な積み上げ等
- 雨天時の無断トラックへの運搬

廃棄時

リユース品全般

廃棄時

売れ残りや廃棄するときは産業廃棄物として処理委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を交付しなければなりません。

廃棄する売れ残りや廃棄するときは、産業廃棄物処理業の許可を得た事業者（認定事業者）に引き渡す必要があります。産業廃棄物処理業（マニフェスト）を交付し、運搬処分及び最終処分が適切に行われたことを確認する必要があります。

※ 詳しくは営業を行う地域の資源物処理担当にお問い合わせください。

家電4品目

廃棄時

売れ残りや廃棄するときは、家電リサイクル法に則って処理しましょう。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目が売れ残りや廃棄された場合は、次のように家電リサイクル法に則った方法で処理しましょう。

- 家電リサイクル券を貼付して「指定引取場所」へ自ら運搬する
- 家電リサイクル券を貼付して産業廃棄物収集運搬許可業者に「指定引取場所」までの運搬を委託する

小型家電

廃棄時

売れ残りや廃棄するときは、適正なリサイクルに協力しましょう。

小型家電リサイクル法の対象製品を廃棄するときは、小型家電リサイクル法によって国に認定された事業者（認定事業者）、又は、リサイクルを適正に実施できる事業者に引き渡すよう努めましょう。

この場合、「廃棄時①」の処理委託契約の締結、産業廃棄物管理票の交付が必要です。

小型家電製品の例
デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、携帯電話、MP3プレーヤー、CDプレーヤー、電子レンジ、ファクシミリ、プリンター、衣類乾燥機、ネットブック、携帯音楽プレーヤー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、携帯電話、MP3プレーヤー、CDプレーヤー、電子レンジ、ファクシミリ、プリンター、衣類乾燥機、ネットブック、携帯音楽プレーヤー

平成28年3月31日発行
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 リサイクル推進室
〒100-8079 東京都千代田区千代田1-2-2
TEL 03-3568-1333 FAX 03-3568-4262
http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf
http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/

環境省

出所）環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf>）

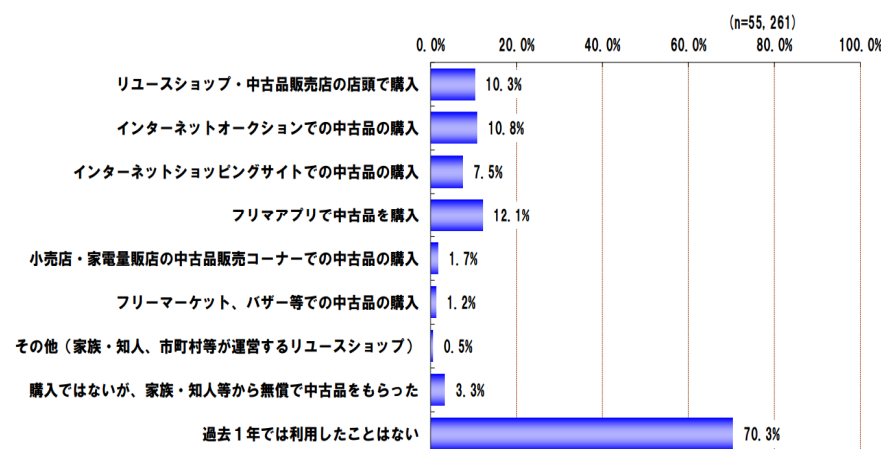
３．消費者のリユースに関する実態調査、啓発

- 消費者のリユースに関する実態調査（インターネットモニター調査）
- 消費者のリユースに関する実態調査（インターネットモニター調査、時系列整理）
- 消費者向けホームページ
「意外と知らない「リユース」の世界 ～自分・社会・地球にやさしい消費行動～」
- 消費者向け啓発パンフレット
「意外と知らない「リユース」の世界 ～自分・社会・地球にやさしい消費行動～」
- 消費者向け啓発パンフレット
「ご家庭で使わなくなった製品はリユースショップを活用しましょう」

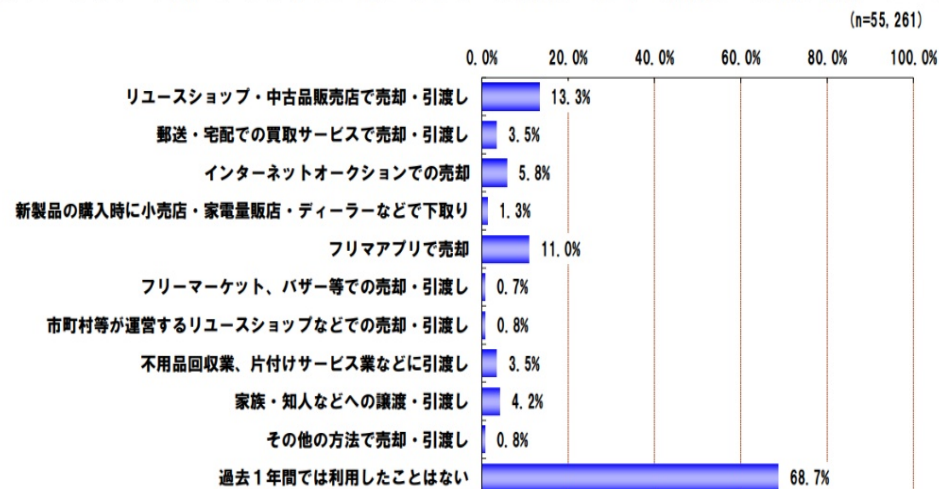
消費者のリユースに関する実態調査（インターネットモニター調査）

- 消費者のリユースに関する実態調査としてインターネットモニター調査を実施。3年に1回を目安に実施しており、平成22年度、24年度、27年度、30年度、令和3年度に市場規模推計調査とあわせて実施。（令和6年度も実施予定）
- 令和3年度調査における、過去1年間のリユース品の購入・引渡し経験について、いずれも約3割が利用。
- 購入では、フリマアプリ利用が最も多く、リユースショップ、ネットオークション、ECサイトの利用が続く。過去1年間で利用したことないが70.3%、何らかのリユース品購入者は3割程度。
- 売却・引渡しでは、リユースショップが最も多く、次いでフリマアプリ。過去1年間で利用したことないのは68.3%。

図表 95 過去1年間における中古品・リユース品の購入経験（複数回答、2021年）



図表 98 過去1年間における自らが使わなくなった製品の売却・引渡し（複数回答、2021年）

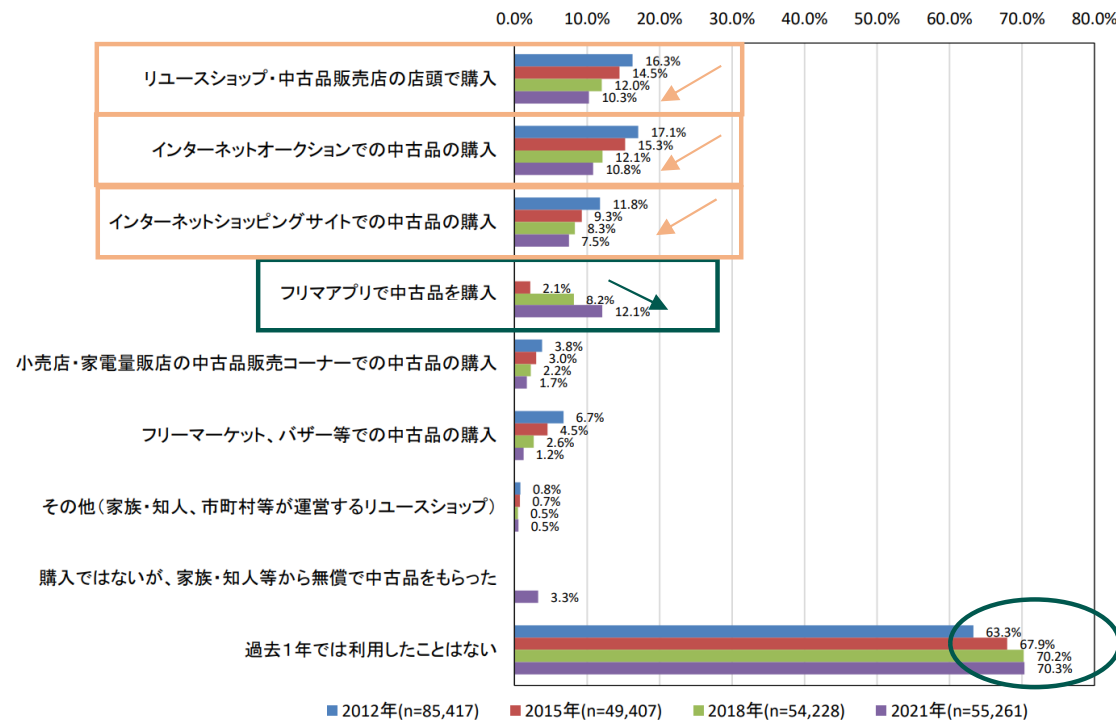


出所）環境省「令和3年リユース市場規模調査報告書」（<https://www.env.go.jp/content/000064651.pdf>）

消費者のリユースに関する実態調査（インターネットモニター調査、時系列整理）

- 消費者の中古品・リユース品の購入経験について、2012年から3か年ごとに調査された結果の推移を整理する。過去1年間のリユース品の購入経験は、フリマアプリの利用経験者数の急激な増加、他の手法（リユースショップ、オークション、ECサイト）は減少傾向にある。
- 過去1年間に利用したことがない割合は約7割、増加（または横ばい）の傾向となっている。

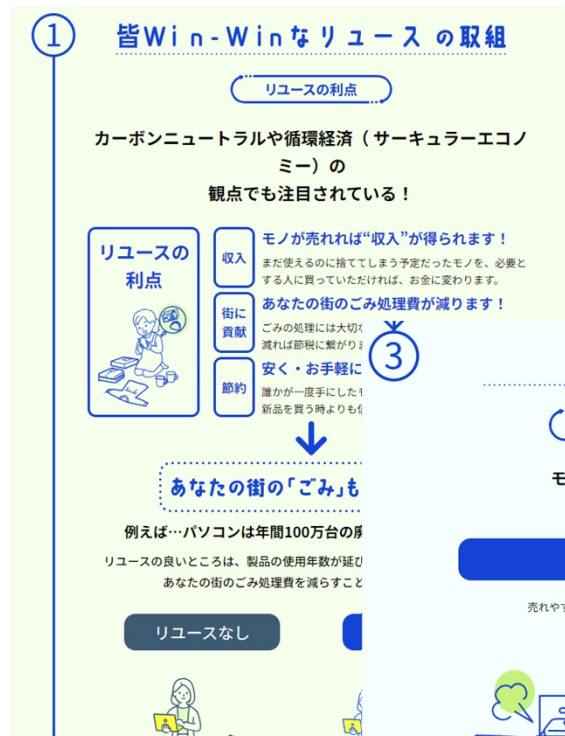
図表 96 過去1年間ににおける中古品・リユース品の購入経験の経年変化
(複数回答、2012年～2021年)



出所) 環境省「令和3年リユース市場規模調査報告書」(<https://www.env.go.jp/content/000064651.pdf>)

- 令和5年度に消費者向けホームページ「意外と知らない「リユース」の世界～自分・社会・地球にやさしい消費行動～」を作成。令和4年度に作成したパンフレットをもとに、リユースの意義、参加方法・リユース活用のコツなどを整理。

< ホームページのイメージ >



出所) 環境省ホームページ (<https://policies.env.go.jp/recycle/circul/reuse/portal/index.html>)

- 令和4年度に消費者向けのパンフレットとして「意外と知らない「リユース」の世界～自分・社会・地球にやさしい消費行動～」を作成。リユースの意義、参加方法・リユース活用のコツなどを整理。環境省ホームページで公開。

< パンフレットの内容 >



出所) 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/content/000128935.pdf>)

- 平成25年度に消費者向けのチラシとして「ご家庭で使わなくなった製品はリユースショップを活用しましょう」を作成。リユースショップ活用のコツ、活用時の注意点などを整理。環境省ホームページで公開。

< パンフレットの内容 >

消費者のみなさんへ

ご家庭で使わなくなった製品は
**リユースショップを
活用しましょう**

まだ使えるものを繰り返し使うことを「リユース」と言います。リユースショップとは中古品を取り扱う店舗のことです。リサイクルショップとも言われています。条件に合えばリユース品（中古品）として買取ってくれます。リユースは、環境に優しく、またご家庭の財布にも優しい取組です。リユースショップを賢く上手に活用しましょう。

リユースショップ活用のコツ

1 自宅に置かせない！

使わなくなった製品をついつい自宅に置かせてはいませんか？ リユースショップの買取査定には、年式も影響します。ご自身が使わないのであれば、そのままにしておかないで、早めにリユースショップに相談してみましょう。

2 日頃から大切に・きれいに使う！

製品の外観や状態（きず、汚れ、ほつれ、破損等）、動作状況によって、買取査定に影響します。大切に使う、きれいに使うことで、リユース品としての価値を高めることができますので、日頃から心がけると良いでしょう。

3 付属品・説明書などもつけて！

リユースショップに中古品を持ち込む際には、できるだけ付属品や説明書・保証書なども持参することで、次の人が使いやすいくなり、リユース品としての価値を高めることができます。

4 買取りの目安を事前にチェック！

リユースショップのホームページなどで買取りの目安が記載されていることがありますので、確認してから持ち込みましょう。

なお、リユースショップでは、まだ使えるものであっても、偽造品や模造品などのように買取りができないものがあります。

査定から買取までの流れ

リユースショップでは、お店による製品の査定が行われ、査定結果に応じることが利用者が判断したうえで、買取りの成立・支払いにります。査定の結果、買取りができない場合があります。

査定 → 買取可能 → 売る → 買取成立 支払い
査定 → 買取不可 → 買取り不可 → 持ち帰り

！ 活用するときは次の点に注意しましょう ！

① リユースショップは、基本的に廃棄物を引き取ることはできません

買取できなかったものについて、ごみとしての運搬・処理をリユース業者に依頼することはできません

ご家庭のゴミの収集・運搬・処理には市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。許可を持たないリユース業者にはごみの処理を依頼することができません。買取りができなかった製品は原則持ち帰っていただく必要があります。

※家電4品目については例外があります。◎を参照ください。

リユースできないものはお住まいの市町村のごみ収集に出しましょう

ごみの分別方法、粗大ごみの大きさや処分料金は市町村によって異なります。お住まいの市町村に確認して適切に処分してください。

なお、適正な処分が確認できないため、無許可の廃棄物回収業者にご家庭の廃棄物を引き運ばしてはいけません。

※ごみとして処分する前に「フリーマーケットやネットオークション」を利用することも考えましょう。

② リユースショップに使用済みの家電4品目を引き渡すときの注意点

使用済みの家電4品目については、「家電リサイクル法」に基づき、買替えをするお店、または、かつてその製品を購入したお店に引き取りを依頼することができます

※リユースショップのうち家電4品目を販売しているお店に限りです

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を廃棄する場合には「リサイクル料金」と「収集運搬料金」の支払いが必要です

※お住まいの市町村やお店にお問い合わせください

対象はこの4品目です

●家電リサイクルの仕組み

回収運搬料金
リサイクル料金

家電4品目を引き渡す際には、回収運搬料金を支払って廃棄業者から回収された製品がリサイクルされる仕組みです

未成年の方は、買取りを依頼できないことがあります。

リユースショップによっては、未成年（20歳未満）の方からは買取りができないことがあります。ただし、保護者の承諾があれば可能な場合もありますので、各店舗にお問い合わせください。

また、買取時には本人確認のための証明書の提示が必要ですので、運転免許証、保険証、パスポートなど本人と確認できるものを持参しましょう。

環境省

出所）環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph02.pdf>）

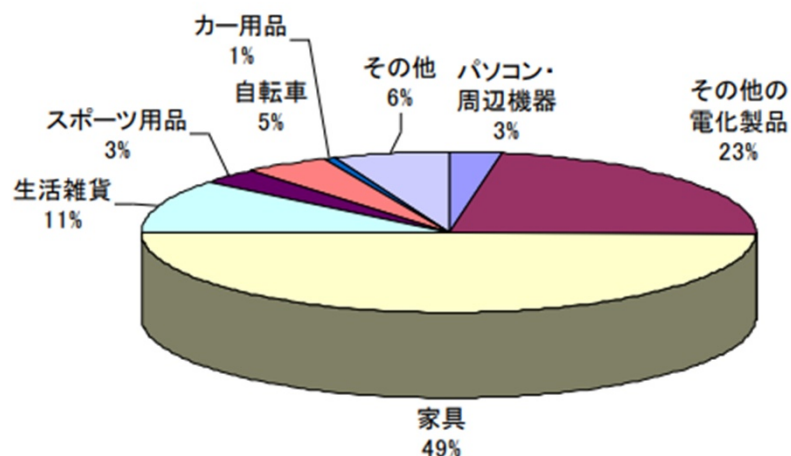
4 . 市区町村におけるリユース取組の支援・モデル事業

- 市区町村の粗大（大型）ごみの組成調査（リユースの可能性検討）
- 「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」
- リユースモデル事業の実施・支援（平成23年度～平成27年度）
- 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業の実施・支援（令和4年度～令和6年度）

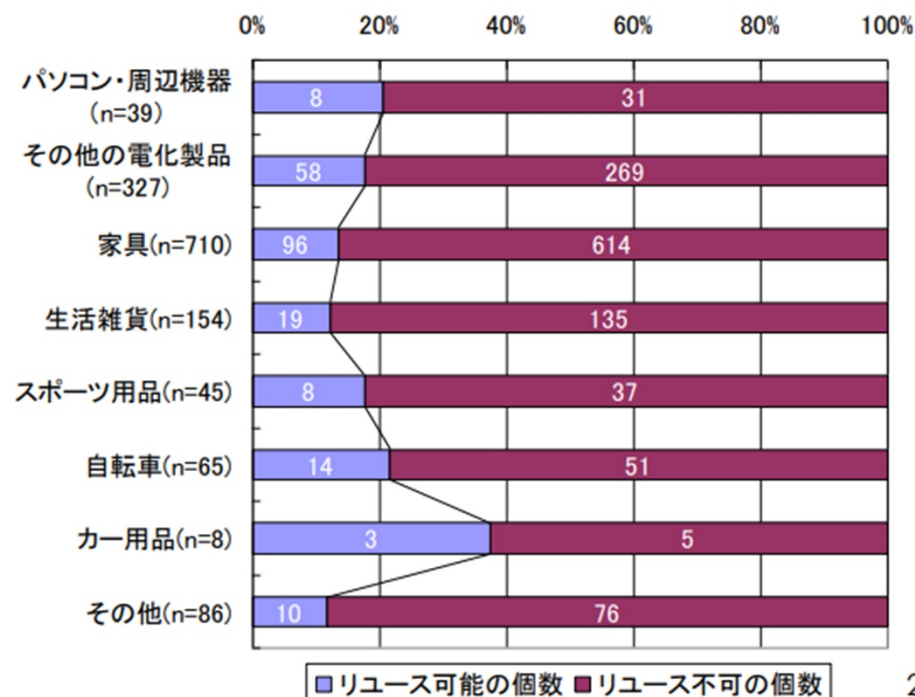
平成22年度 市区町村の粗大（大型）ごみの組成調査（リユースの可能性検討）

- 市町村等によって収集・運搬、または市民によって直接持ち込まれる、粗大（大型）ごみの発生状況や、そのうちリユース可能な製品がどのくらい含まれているのかなどを把握するため、4市に協力をいただき粗大（大型）ごみの組成調査を実施した。
- 4市、各2回実施した組成調査対象数は合計1,434個であった。品目別では「家具」が最も多く、49.5%（710個）と約半数を占めており、次いで「その他の電化製品」が22.8%（327個）となっている。「その他」の具体的な品目としては、楽器類、厨房機器などが挙げられる。
- 粗大（大型）ごみの組成分析においては、リユース事業者に同行いただき、リユース可能なものか判断いただいた。様々な仮定をおいて推計した結果、個数、重量換算で粗大（大型）ごみの約2割程度はリユースできる可能性があるにもかかわらず、廃棄・リサイクル処理されていることが示唆された。

調査対象とした粗大（大型）ごみの品目構成比（個数ベース）



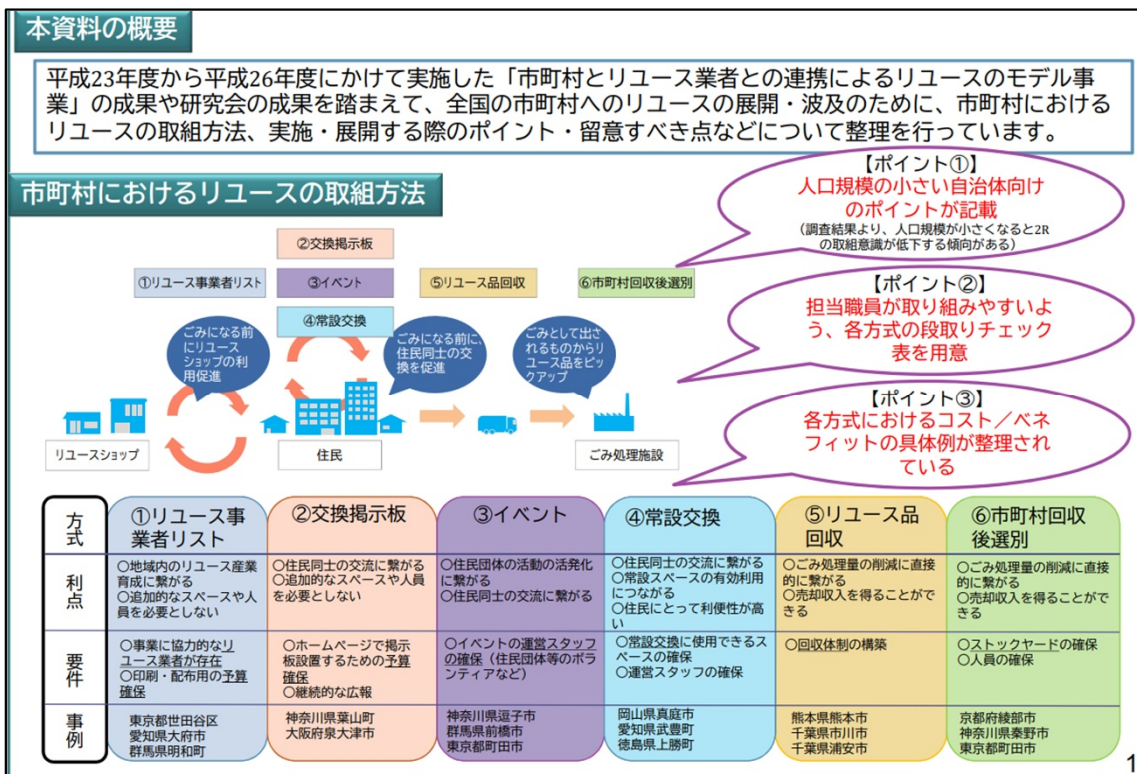
品目別のリユース可能と判断された割合（個数ベース）



「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」

- 平成 27 年 7 月に「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」を発出。
- 平成23年度から平成26年度にかけて実施した「市町村とリユース業者との連携によるリユースのモデル事業」の成果や研究会の成果を踏まえて、全国の市町村へのリユースの展開・波及のために、市町村におけるリユースの取組方法、実施・展開する際のポイント・留意すべき点などについて整理。

< 概要版 >



< 表紙・目次 >

市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き

平成 27 年 7 月
環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

【目次】

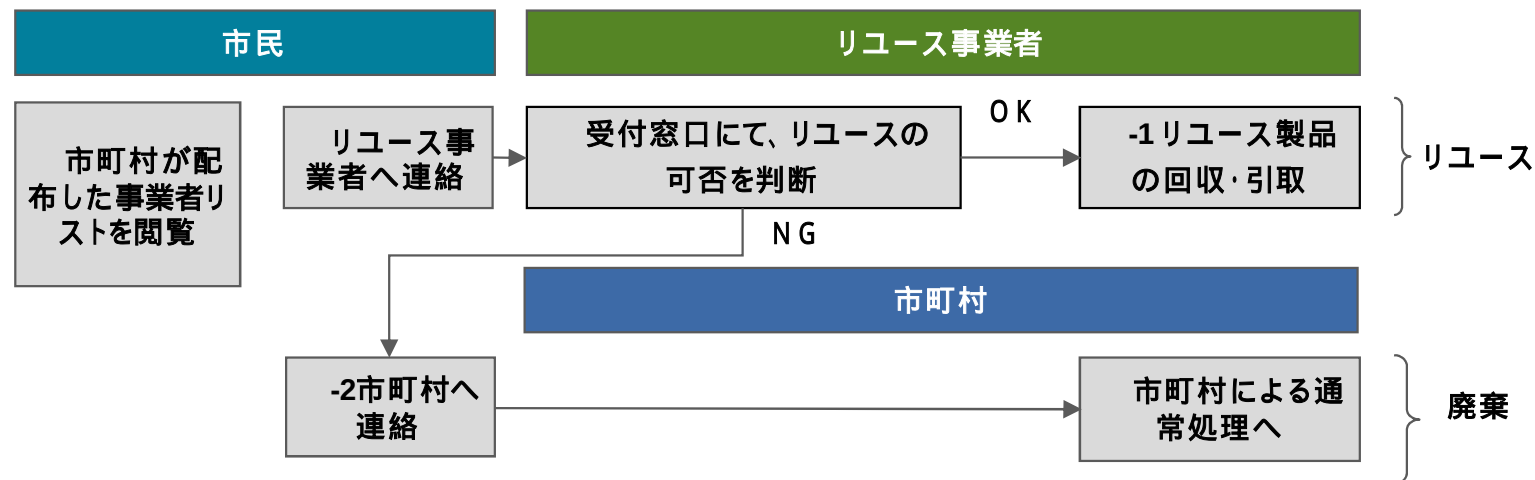
1. 市町村におけるリユースの取組の動向について	1
1.1 市町村で実施済製品等のリユースに取り組み始める意義・期待される効果	1
1.2 市町村におけるリユースの取組状況	4
1.3 市町村におけるリユースの取組事例	8
2. 市町村におけるリユースの取組方法	11
2.1 リユース事業者リスト方式	11
2.2 交換掲示板方式	12
2.3 イベント方式	13
2.4 常設交換方式	14
2.5 リユース品回収方式	15
2.6 市町村回収後選別方式	16
3. 人口規模の小さい自治体向けのポイント	17
4. 各取組の実施手順と留意点	19
4.1 リユース事業者リスト方式	19
4.2 交換掲示板方式	24
4.3 イベント方式	32
4.4 常設交換方式	38
4.5 リユース品回収方式	43
4.6 市町村回収後選別方式	48
5. 各方式の取組に必要なコストに関する整理	53
5.1 すべての方式に関連するコスト	53
5.2 交換掲示板方式に関連するコスト	54
5.3 イベント方式に関連するコスト	54
5.4 常設交換方式に関連するコスト	55
5.5 リユース品回収方式に関連するコスト等	56
5.6 市町村回収後選別方式に関連するコスト	58
6. 参考資料 (URL、チラシ例)	59

出所) 環境省報道発表 (<https://www.env.go.jp/press/101211.html>)

平成23年度リユースモデル事業「地域内事業者リスト方式」の概要

- 「地域内事業者リスト方式」は、市町村が地域内のリユース事業者を選定し、店舗の概要、買取基準、利用方法等を紹介するちらし等を作成、各世帯に配布する。使用しないまま保管されている製品などをごみとして出す前に、リユース事業者の活用を促すものである。
- 具体的な情報・製品の流れは、市民が市町村から配布されたちらし等を閲覧し、リユース事業者へ直接連絡をする。リユース事業者はリユース品として買取可能な場合は、回収・買取を行い、買取ができない場合には、市民に改めて市町村へ粗大ごみ等処理の連絡を依頼する。
- リユース品としての買取方法は、店頭買取（市民が店舗に持参する）、出張買取（リユース事業者が市民宅に訪問する）、宅配買取（製品を宅配便で送る）の3つの方法が考えられる。

「地域内事業者リスト方式」の流れ(イメージ)



出所) 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/kenkyu-kai.html>)

平成23年度リユースモデル事業「地域内事業者リスト方式」の実施地域（4地域）

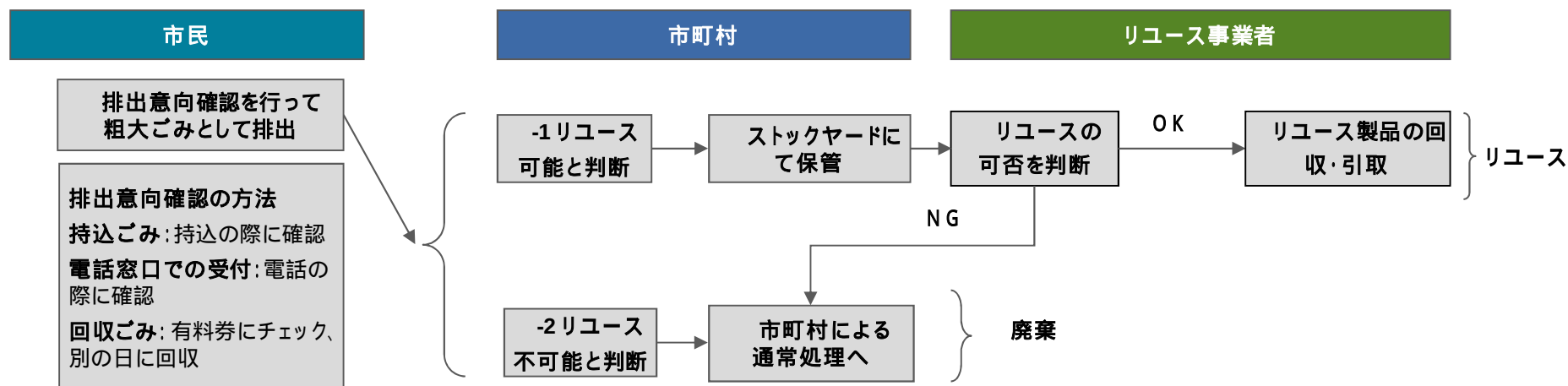
- 愛知県大府市、大阪府泉大津市、群馬県明和町、東京都世田谷区、4市区町において、リユース事業者の協力を得て、モデル事業を実施した。
 - 本モデル事業によって、市民に向けて発信すべき情報・留意点などを明らかにすることができ、自治体を実施するための手順とともに、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（平成27年7月）に反映している。
 - なお、令和4年度に環境省が実施したアンケート結果によれば、明和町、世田谷区などは継続して実施していることが確認されている。

実施自治体	人口・世帯数	モデル事業の概要
愛知県大府市	人口8.6万人 3.5万世帯	【地域内事業者リスト方式】 ・市内・近隣地域に立地するリユース事業者、市民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介（12店舗）。店頭買取、出張買取、宅配買取の状況を実証。 ・ちらしは12月15日から1週間程度かけて全戸に配布。また、公共施設等にもちらしを設置。 ・ポスターは1月から公共施設等に掲示。
大阪府泉大津市	人口7.7万人 3.3万世帯	【地域内事業者リスト方式+相談窓口設置】 ・市内・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介（2店舗）。店頭買取、出張買取の状況を実証。 ・市に相談窓口を設置し、ちらしを見た市民からの質問・相談等に対応し、適切な利活用を促した。 ・ちらしは、11月下旬から1週間程度かけて全戸に配布。また、公共施設等にもちらしを設置。 ・ポスターは12月から公共施設等に掲示。
群馬県明和町	人口1.2万人 0.4万世帯	【地域内事業者リスト方式+相談窓口設置】 ・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介（1店舗）。店頭買取、出張買取の状況を実証。 ・町に相談窓口を設置し、ちらしを見た町民からの質問・相談等に対応し、適切な利活用を促した。 ・ちらしは、町の広報誌とともに、12月10日から1週間程度かけて全戸に配布。 ・ポスターは、12月から公共施設等、町の有料ごみ袋を販売している店舗などで掲示。
東京都世田谷区	人口83.9万人 43.7万世帯	【地域内事業者リスト方式】 ・区内・近隣地域に立地するリユース事業者、区民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介（24店舗）。店頭買取、出張買取、宅配買取の状況を実証。 ・ちらしは、12月11日（日）に世田谷区全域を対象に新聞折込にて配布。

平成23年度リユースモデル事業「市町村回収後選別方式」の概要

- 「市町村回収後選別方式」は、市町村が粗大ごみ等として回収した物について、リユース事業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として買い取りできると判断したものを市町村から買い取るものである。
- 具体的な情報・製品の流れは、市民から「リユースしてもよい」との意向を確認できた粗大ごみ等のうち、市町村がリユース可能と考えられるものを選別・ストックヤードで一時保管する。保管したもののうち、リユース事業者がリユース可能だと判断した製品を回収・引取る。リユース不可と判断された製品は通常の粗大ごみ等の処理を行う。

「市町村回収後選別方式」の流れ(イメージ)



出所) 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/kenkyu-kai.html>)

平成23年度リユースモデル事業「市町村回収後選別方式」の実施地域（2地域）

- 市町村回収後選別方式は、神奈川県秦野市、京都府綾部市、2市において、リユース事業者の協力を得て、モデル事業を実施した。
 - 本モデル事業によって、市民に向けて発信すべき情報・留意点、同意を得る方法などを明らかにすることができ、またリユース品として買取可能性があるものが明らかになった。自治体を実施するための手順とともに、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（平成27年7月）に反映している。

実施自治体	人口・世帯数	モデル事業の概要
神奈川県 秦野市	人口17.0万人 7.0万世帯	【市町村回収後選別方式（自己搬入）】 ・ 市民から自己搬入された粗大ごみのうち、リユース品として買取可能性があるものを担当者が一次選別し、保管。 ・ 一次選別された製品を、リユース事業者が査定し、リユース品として買取できるものを市から購入。 ・ リユースに対する意向は、自己搬入粗大ごみの受付時に、リユース同意書へ署名してもらうことで確認。
京都府 綾部市	人口3.6万人 1.4万世帯	【市町村回収後選別方式（戸別収集+自己搬入）】 ・ 戸別収集する粗大ごみ等、市民から自己搬入された粗大ごみ等の中から、リユース品として買取可能性があるものを担当者が一次選別し、保管。 ・ 一次選別された製品を、リユース事業者が査定し、リユース品として買取できるものを市から購入。 ・ 戸別収集は排出する市民立ち会いのもと実施されるため、リユースに対する意向は収集時に確認。

出所）環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/kenkyu-kai.html>）

平成24年度 市町村におけるリユースのモデル事業の概要（3地域）

- 市町村とリユース事業者や市民団体・NPO等とが連携し、リユースを促進するためのモデル事業を実施した。平成24年度は、愛知県大府市、大阪府泉大津市、東京都町田市の3地域においてモデル事業を実施し、各地域のプランの概要は以下の通りである。
 - 本モデル事業によって、使用済小型家電の宅配リユース・リサイクルの可能性、市民からのリユース品回収・事業者との連携方法などを明らかにすることができ、自治体を実施するための手順とともに、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（平成27年7月）に反映している。

	愛知県大府市	大阪府泉大津市	東京都町田市
名称	使用済小型家電における宅配リユース及びリサイクルの可能性検討事業	リユースでエコ生活～第2弾～	持ち込みごみのリユース促進事業
概要	宅配リユース事業の回収ルートにて小型家電対象96品目を回収する。回収した小型家電はリユース可能なものはリユース品として宅配リユース事業者が買取し、リユース不可なものは再資源化業者がリサイクルする。 市民にとっては、買取れない小型家電もリサイクル品として処分され利便性が高い。	市民団体と協力して、市のホームページ及び市庁舎内に設けられた掲示板に市民の「家庭で使えなくなったもの（不用品）」について情報を掲載する。掲載情報を見て不用品が必要な方は市へと連絡し、市は引き渡しのあっせんを行う。 また、気軽にリユース品の売買が行える「Yahoo! バザール」の利用を市民に情報提供、リユースを促す事業を同時に実施。	月に1回「リユースの日」を設定し、粗大ごみを回収する場所にて市民からのリユース品の引き取りを実施する。リユース事業者と連携することでリユースできる品目の拡大を目指す。 市民はリユース可能と判断された場合、無償で引き渡すことができる。（リユース不可の場合でも粗大ごみとして処理し、再度の持ち込みは不要）
対象品目	・小型家電対象96品目 （ただし、宅配で送れるもの）	・粗大ごみとして収集できるもの （電化製品を除く）、衣類 / など	・古着 ・家具 ・家電 ・レジャー用品など / など
役割分担	【行政】小型家電の宅配リユース・リサイクルの仕組みを広報 【民間企業】既存の宅配リユースの仕組みの中にリユース・リサイクル両方の製品を引き取る新しい引取方法を実施	【行政】市のホームページ及び掲示板に「不用品のあっせん」を掲載 【市民団体】広報・宣伝等で連携	【行政】「リユースの日」を設定し、リユース可能なものを無償回収 【民間企業】リユース可能なものを引き取り
実施期間	12月1日（土）～2月28日（木）	12月10日（月）～2月28日（木）	12～2月までの6日間 12月8日（土）、9日（日）、1月19日（土）、20日（日）、2月16日（土）、17日（日）

平成25年度 市町村におけるリユースのモデル事業の概要（2地域）

- 市町村とリユース事業者や市民団体とが連携し、リユースを促進するためのモデル事業を実施した。平成25年度は、群馬県前橋市、神奈川県葉山町の2地域においてモデル事業を実施し、各地域のプランの概要は以下の通りである。
 - 本モデル事業によって、イベント的にリユース品を持ち込んでもらいリユースを促進する際の手順・市民への情報提供・留意点等を明らかにすることができ、自治体を実施するための手順とともに、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（平成27年7月）に反映している。
 - なお、令和4年度に環境省が実施したアンケート結果によれば、前橋市では、2016年度までは市主催の不用品交換会、2017年度以降は地域主催の不用品交換会を市が支援する形態で実施している。

	群馬県前橋市	神奈川県葉山町
名称	リユース宝市	くるくる市
概要	開催テーマ「私にとっては不用でも、誰かにとっては宝物」とし、家庭に眠る"使えるけど使わない品物"をイベント当日に持参いただき、集まったものを無料で提供・交換するイベント。 住民団体、民間事業者とも連携し、残った製品等も可能な限りリユースを行う。	町民にリユース可能な製品を持ち込んでいただき、欲しい品を無料で持ち帰ってもらうイベント。町民を対象。 残った製品等は、リユース事業者にて引き取りしてもらい可能な限りリユースを行う。
リユース対象品目	衣類・くつ・かばん、ホビー用品、生活雑貨、書籍、育児用品、おもちゃ、小型の家具	衣類、本、食器、バッグ、靴、ぬいぐるみ、おもちゃ、その他日用品
役割分担	【行政】企画・開催、住民への広報、残った製品の処理 【住民団体】イベント開催支援 【民間事業者】リユース品の提供、残った製品等のリユース・リサイクル	【行政】企画・開催、町民への広報、残った製品の処理 【住民団体】イベント開催支援 【民間事業者】残った製品の査定・受け取り
実施期間	平成25年12月21日（土）	平成25年12月15日（日）、 平成26年1月19日（日）、2月9日（日）

出所）環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/kenkyu-kai.html>）

平成26年度 市町村におけるリユースのモデル事業の概要（3地域）

- 市町村とリユース事業者や市民団体・NPO等とが連携し、リユースを促進するためのモデル事業を実施した。平成26年度は、東京都八王子市、神奈川県逗子市、愛知県武豊町の3地域においてモデル事業を実施し、各地域のプランの概要は以下の通りである。
 - なお、令和4年度に環境省が実施したアンケート結果によれば、武豊町では「武豊リユースステーション」として継続して常設でのリユース促進を継続している。

	東京都八王子市	神奈川県逗子市	愛知県武豊町
名称	リユースショップと連携した「大学リユース市」事業	地域密着型リユース・ライフスタイルの普及促進事業	たけとよりユースステーション（仮称）
概要	大学を卒業する学生が不要とする家具等を、行政の支援のもと、無償で新入生に提供するイベント「大学リユース市」を、中央大学、リユースショップ、関連自治体（多摩市・日野市）と連携のもと実施する。 また、学生と共同で「リユースショップ紹介冊子」を作成し、大学や市のイベント等で配布する。	市内3ヵ所程度で住民間でのリユースを実施するイベント「エコ広場サテライト」を開催。地域通貨「Zen」を活用してリユース品の流通の活性化を図る。 また、市民へのリユース・ライフスタイルの普及のため、パンフレット・パネル等に加え、シンポジウムを開催。 また、リユースに関する情報交換の仕組みとして、Face Bookを活用する。	家庭に眠る「自分では使用しないが、使用できるもの」を住民間でリユースする取組。住民から集めたリユース品を会場に展示、参加者が持ち帰るイベント「武豊リユースパーク」を開催する。 平成22年より上記イベントを実施しているが、常設のリユース施設の開設を、町内事業者と連携しながら検討する。
リユース対象品目	・家具類（収納ケース、机、テーブル、ソファ等）、家電製品、楽器、ゲーム機器、CD・DVD、自転車など	日用品・生活雑貨（食器、台所用品等）、書籍、子ども用品（おもちゃ等）、小型家電など	日用品・生活雑貨（食器、台所用品等）、書籍、子ども用品（おもちゃ等）、衣類・服飾品、CD・DVDなど
役割分担	【行政】企画・開催、広報、残余品の処理。多摩市、日野市と連携。 【中央大学】企画・開催、広報・周知（SNS等活用）、リユース品の提供・譲渡の窓口 【民間事業者】一部リユース品の買取	【行政】企画・開催支援、市民への広報協力 【市民団体】イベント企画・開催、市民への広報資料作成、残った製品の整理	【行政】企画・開催、広報、残余品の管理・処理 【ボランティア団体等】残った製品の有効活用 【民間事業者】常設リユース施設の運営
実施期間	大学リユース市は3月下旬～4月上旬に開催	エコ広場サテライトは12～2月に3ヵ所で各2回ずつ開催 シンポジウムを1月に開催	「武豊リユースパーク」を10月26日（日）に開催、常設リユースステーションは12月中開店を目指す

平成27年度 リユースのモデル事業の概要（2団体）



- 事業主体をこれまでの都道府県・市町村に加えて事業者、NPO団体、大学等も対象に事業内容提案型のモデル事業を実施した。平成27年度は、特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会、特定非営利活動法人sopa.jpの2団体においてモデル事業を実施し、各団体のプランの概要は以下の通りである。

	特定非営利活動法人 中部リサイクル運動市民の会	特定非営利活動法人 sopa.jp
名称	日本国内のチャリティーショップ運営団体のネットワーク化事業	リユース for キッズ
概要	中部リサイクル運動市民の会において実施しているチャリティーショップについて、同様の活動を行っている団体の状況（寄付点数・寄付者数、リユースできなかったものの処理方法、他団体との協働状況等）や課題について調査・整理するとともに、関係団体による会議を開催して調査結果を報告し、今後のチャリティーショップの在り方を検討することで、日本におけるチャリティーショップの普及・啓発に寄与し、リユースに取り組む非営利活動団体のネットワーク化を図る。	企業から不用になったパソコン等を10台回収することにより教育機関に対してリユースパソコンやタブレットを提供するとともに環境やICTを楽しく学べるプログラムを提供することで、企業における情報機器のリユースの促進と子どもに対する環境学習の推進、子どもを通じた地域住民のリユース促進を図る。 また、教育機関からは不用になったパソコンや本を回収し、リユース業者に売却することで、それを活動資金として継続的にプログラムを提供していく。
リユース対象品目	衣類、本、くつ、かばん、食器、日用品等	企業から情報機器（パソコン、タブレット等）を回収 教育機関からは情報機器、本などを回収
役割分担	○ 中部リサイクル運動市民の会 モデル事業の全体統括、調査の設計、調査の取りまとめ等 ○ チャリティーショップ運営団体 調査項目の検討への協力及び調査への協力 ○ 名古屋市 モデル事業全般に関する相談 ○ 名古屋大学大学院環境学研究科 調査作成に関する相談	○ sopa.jp モデル事業の全体統括、教育プログラムの開発、教育機関へのタブレットの提供等 ○ リユース業者 企業からの情報機器の回収 教育機関からの情報機器、本の回収 ○ 教育機関 提供されたパソコン、タブレットを使った環境教育等の実施

出所）環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/kenkyu-kai.html>）

令和4年度 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業（6団体）

- 使用済製品等の適正なリユースを実効的に推進するための先進的事例を創出し、広く情報発信・横展開を図ることを目的に、地方公共団体がリユース関連事業者や市民団体等と連携した先導的なモデル施策を実施する事業の公募を行った。公募の結果、以下の計6団体の事業の支援を行った。

地方公共団体名		事業名、実施概要
1	京都府亀岡市	民間企業及び地元自治会と連携したリユース品回収の実施と効果の可視化 リユースの推進のため、市民が「不要になったがまだ使用できる物品」を持ち込んだり、持ち帰ったりすることのできるイベントを2度開催。引き取り手が現れなかった物品は、連携先企業（㈱ecommit）が買い取り、保管および販売を実施。
2	京都府京都市	地域内での使用済衣服の回収&循環のプラットフォーム“RELEASE CATCH”創出のための検討・実証事業 家庭で不要になった衣服の回収BOXを市内に設置し、再利用可能な衣服を販売するなどして、市内で循環させるプラットフォーム“Release CATCH”の立ち上げを行った。
3	神奈川県座間市	埋もれている再利用価値発掘活用大作戦！ 飲料メーカーから排出されるコーヒー豆の麻袋を市が回収し、自治会の美化活動でゴミ袋として再利用した後、堆肥の原料や燃料として活用した。また、麻袋の活用アイデアを市民から募集して希望者に配布した。加えて、市役所で不要となった物品を市民に無償で配布する取組を実施した。
4	神奈川県川崎市	地域情報の掲示板サイト（デジタルプラットフォーム）を活用した、官民連携・譲り合いスポットによる先導的かつ総合的なごみ減量・リユース促進事業 ごみの減量化・リユースの促進を目的に、市民が不要となった使用済み製品を譲り合いスポットに持ち込み、新たな利用者に譲渡する仕組みを導入した。また、市が回収したリユース可能な使用済み製品（資源物、粗大ごみとして排出された品）も併せて譲渡を行った。
5	東京都八王子市	オンラインを活用した不要品のリユース実証事業 粗大ごみなどの減量及び資源の有効活用を目的に、市民が不要となった再利用可能な品物を市民から受け取り、新たな利用者に譲渡する仕組みを導入した。実施にあたっては、ノウハウを有す民間企業を公募によって選定し、市民の利便性向上や事業の効率化を図った。
6	埼玉県坂戸市	子育て世帯向けリユース品のマッチング事業 子育て世帯の支援とごみ減量を目的として、子育て世帯向けにリユース品のマッチング事業を実施した。また、不用品の買い取り価格の査定を受けられるプラットフォームを紹介し、リユースを推進した。

出所）環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>）

令和5年度 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業（3団体）

- リユース関連事業者や市民団体等と連携した先進的なリユース施策を実施しようとする地方公共団体を支援することを目的として、地域の実情に応じた創意工夫による使用済製品等の適正なリユースの推進に資する取組を広く募集し、実施に係る費用の支援及び技術的支援を行った。審査の結果、以下3件の事業を採択し、支援を行った。

地方公共団体名		事業名、実施概要
1	愛知県蒲郡市	高齢者の力でリユース推進！粗大ごみのネット販売によるサーキュラーエコノミーモデル化事業 市民から持ち込まれた粗大ごみを選別してリユース可能な商品として「メルカリShops」を利用して販売。地域の力を活用するため、出品作業をシルバー人材センターに委託。様々なケースで実証することで、粗大ごみを「メルカリShops」で販売する自治体モデル「がまごおりモデル」を構築した。
2	神奈川県座間市	あなたの街の思いやりリユースプロジェクト 地域共助プラットフォームアプリ「common」を活用し、まだ使える物品を譲りたい市民・譲り受けたい市民のマッチングを実施した。市では同アプリを介して譲り渡し方法の調整を支援するほか、物品の置き渡しを行うためのロッカーの設置（市内4か所）、市内限定での物品の無料配送を実施した。
3	東京都八王子市	地域のデジタルプラットフォームを活用した不要品のリユース実証事業 株式会社ジモティーと連携し、市施設にてまだ使える不要品を市民から無料で引き取り、オンラインプラットフォーム「ジモティー」に掲載し、必要とされる方に現地で販売・譲渡する事業を実施。このほか、市が回収した粗大ごみ等のうち再利用可能な品物の一部についても同様に販売・譲渡した。

出所）環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>）

令和6年度 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業（2団体）

- リユース関連事業者や市民団体等と連携した先進的なリユース施策を実施しようとする地方公共団体を支援することを目的として、地域の実情に応じた創意工夫による使用済製品等の適正なリユースの推進に資する取組を広く募集し、実施に係る費用の支援及び技術的支援を行った。審査の結果、以下2件の事業を採択し、支援を行っている。

地方公共団体名		事業名、実施概要
1	東京都八王子市	リユース品の訪問回収プロジェクト～地域のデジタルプラットフォームとの連携～ 市施設にて不要となった再利用可能な品物をごみとして出す前に市民から受け取り、オンラインプラットフォームをはじめとした民間企業のノウハウを活用して、引取りを希望する方へ有償または無償で引渡す取組。 本年度はこれまでの取組に加え、様々な事情で品物を持ち込むことが難しい市民の為に個別回収を新たに実施し、利便性の向上、リユース品の増加やごみ減量を図るとともに、営業日数の増加に向けた検討を行う。
2	福島県郡山市	リユーススポット実証事業 粗大ごみとして出品される家具類、スポーツ用品、子ども用品を対象と想定し、「不要だがまだ使える」ものをリユーススポットで収集し、オンラインプラットフォームを通じて必要とする市民に周知・受け渡す取組。来年度以降の事業内容を検討するための実証実験として、リユース品の目利き方法のマニュアル化や、リユースできないものへの対応の検証、運搬の検証等を行う。

出所）環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>）

5 . 排出事業者でのリユース促進

- 「オフィス等から発生する使用済製品のリユース手引き」

「オフィス等から発生する使用済製品のリユース手引き」



- 平成28年5月に事業者向けの資料として「オフィス等から発生する使用済製品のリユース手引き」を発売。
- 事業者の総務部署・管財関係部署の担当者を主な読者とし、使わなくなったけれどもリユース品としての価値があるものをリユース品として排出していただくこと、排出だけではなくリユース品を上手く活用してもらうことを目的に、リユースの手順や事例、参考となる情報などを紹介。環境省ホームページで公開。

< 表紙 >

オフィス等から発生する使用済製品 リユースのための手引き

平成 28 年 5 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

< 目次 >

目 次

1. リユースの意義と現状	1
1.1 リユースとは	1
1.2 リユース推進により期待される効果・メリット	2
1.3 使用済製品のリユースの現状	7
2. 使用済製品リユース（引き渡し）の手引き	13
2.1 リユースの対象となり得る品目	13
2.2 商業ベースでの使用済製品リユースの方法	14
2.2.1 リユースの方法と注意点	14
2.2.2 リユースの実施例	23
2.3 社会貢献としての使用済製品リユースの方法	28
2.4 リユース実施にあたってのコンプライアンス上の留意点	29
3. リユース品調達の手引き	30
3.1 事業者及び官公庁・地方自治体におけるリユース品調達の現状	30
3.2 リユース品の調達・購入方法	35
4. おわりに	41
5. 資料編	42

< 目的別索引 >

○リユースの定義、必要性を知りたい	→ p. 1
○事業者の使用済製品リユースの実態を知りたい	→ p. 7, p. 30
○使用済製品のリユースの方法を知りたい	→ p. 13
○リユース品の購入の方法を知りたい	→ p. 35

出所）環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/content/900532610.pdf>）

6 . その他、関連する取組

- 「リデュース・リユース取組事例集～資源がもっと活きる未来へ。2Rの推進に向けて～」

リデュース・リユース取組事例集～資源がもっと活きる未来へ。2Rの推進に向けて～

- 循環型社会の構築に向けて、特に「リデュース・リユース＝2R」に関する先進的な事例を取りまとめたもの。レジ袋削減、マイボトル、使用済製品リユース、リユース食器、リユース（リターナブルびん）、衣類リユースに関する事例を紹介。（平成26年3月発行）

< 表紙 >

< 目次 >

リデュース・リユース取組事例集

～資源がもっと活きる未来へ。2Rの推進に向けて～

循環型社会を構築するためには、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））が不可欠であり、特に「リデュース・リユース＝2R」を一層進めることが求められています。そこで、住民、事業者、行政など、地域に住む様々な主体が連携して2Rの取組が発展する事を願い、先進的な事例を取りまとめました。みなさまの地域で2Rの次の一歩を踏み出すために、このパンフレットを是非お役立てください。



環境省

目次～紹介事例一覧

- p.2 ...2R(リデュース・リユース)って何？
- p.3-4 ...地域の2R取組状況(全国市区町村アンケートより)
- p.4 ...役所等での2Rの取組
- p.5-6 ...レジ袋の削減
- p.7-8 ...マイボトルの利用促進
- p.9-10 ...リユース食器の利用促進
- p.11-12 ...リユース(リターナブル)びんの利用促進
- p.13-20 ...使用済製品のリユース
- p.21-22 ...古布・古着のリユース
- p.23 ...地域や職場でのユニークな2Rの取組紹介

プチ紹介

「プチ紹介」は、全国市区町村アンケート等でユニークな取組を行っているものをピックアップしています。

3R行動見える化ツールの紹介

本ツールは、3Rについて実施した行動の回数や、回収した容器の重量等を入力するだけで環境負荷の削減効果が簡単にわかるよう設計したツールで、環境省のHPから誰でも無料で利用することができます。

http://www.env.go.jp/recycle/circul/3r_vision-tool.html

